令和３年度第１回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和３年４月２６日　午後１時３０分							
閉会日時	令和３年４月２６日　午後３時２０分							
場所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農業委員出席委員（１５名）	１	南　忠明			３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男					８	山本　実雄
	９	小林　善孝	１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫		
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
	１７	寺坂　誠一	１８	林　賢市	１９	山田　勝久		
欠席委員（４名）	２	出口　幸博	６	今里　誠一	７	中村　耕二	１２	長尾　五男
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	１０	古里　善秀	１４	角田　隆章				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　事務職員：浜上研人 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：設楽　敦　玉之浦：平田華子　三井楽：野口作実 岐　宿：山田康弘　奈　留：－							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第１号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第２号	農地法第３条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第３号	農地法第５条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見について	可　　決
	議案第４号	農地法第５条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第５号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第６号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第７号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後１時30分　開会＝

□事務局長

それでは、令和３年度　第１回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、まず最初に、４月１日付けの人事異動により、新たに農業委員会に異動してきた職員で、本日、出席している職員を紹介させていただきます。

□職員（浜上）

４月１日より新規採用として、農業委員会事務局に入りました浜上研人と申します。よろしくお願いします。

□職員（山田）

農業委員会岐宿分室、山田康弘と申します。初めてのことなので、なかなかできないことも多いですが、頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

□職員（野口）

三井楽分室の野口です。令和元年度も担当させていただきましたので、今年度２年目になります。よろしくお願いします。

□職員（設楽）

農林課から富江分室に異動してきました設楽と申します。初めてのところでいろいろ皆

さんに聞きながら、仕事も進めていくことになるかと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

□事務局長

この他に、本日は出席しておりませんが、尾﨑克厚富江分室長、橋本清隆玉之浦分室長、山中寛和三井楽分室長、奈留分室荒木善一係長も新たに異動となっております。以上で職員の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。本日は2番出口幸博委員、6番今里誠一委員、7番中耕二委員、12番長尾五男委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は19名中、15名となります。五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。それではこれから総会の進行や課長にお願いいたします。

○議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより令和3年度第1回今年の農業委員会総会を開会いたします。

議案協議の前に、今年度の総会議事録署名委員の指名を行いますが、議長に一任いただけますか。

ー「異議なし」という者ありー

○議長

農業委員の改選が昨年8月でしたので、議事録署名人の任期を1年とし、今年7月までは、昨年度に引き続き、10番古里善秀委員、14番角田隆章委員の2名を指名いたします。

また、この2名が総会に欠席した場合に署名押印していただく次席の議事録署名委員につきましても、昨年同様、17番寺坂誠一委員、15番尾崎初雄委員の順に指名いたします。

それでは議案第1号「農地利用状況調査で買う農地の判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長。

議案説明の前にまず議案書の訂正があるので、お願いいたします。申し訳ございません。

6ページをお開きください。

岐宿地区の農地・非農地判断対象リストの、項目⑨番目、通知先：氏名につきましては、全て○○○○さんとありますが、○○○○さんの誤りですので、訂正をお願い致します。

それでは、議案第1号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。2～6ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っ

ていただいた結果を掲載しております。
今回非農地と判断されたものは、田10筆、畑33筆で、面積は36,716㎡となっております。以上です。

○議長
では、質疑を行います。質疑はございませんか。
先ほどのですね、訂正についてはですね、亡くなっている人の名前だったものですから、地区協議会の時にわかったからですね。訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
では、採決いたします。議案第1号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案の通り可決する事にご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。よって議案第1号農地利用状況調査に係る後の判断については、原案の通り可決されました。
次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議長。
議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。
それでは、9ページをご覧ください。議案第2号、1番、権利所有権移転、有償、売買価格は100万円です。
所在：岐宿町〇〇〇〇番、田、1筆、2451㎡。
譲渡人：岐宿町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、84歳、無職。
譲受人：岐宿町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、26歳、農業。
譲り渡しの理由といたしましては、離農しているので譲渡したい。
譲渡理由が、譲り受けて経営規模を拡大したい。
4月16日に山内地区協議会において現地調査などを行っております。農地法第3条(第2号各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
はい。議案第2号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

○議長
では、採決いたします。議案第2号、移動を許可することでご賛成の方は挙手を願います。
―賛成員は挙手―

○議長
はい。委員の数に達しています。よって本案は許可されました。
次に、議案第3号「農地法第第5条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見につ

いて」を議題とします。
　これについては、議案第 4 号「農地法第第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」と関連がありますので、同時に審議したいと思います。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議長。
　議案説明の前に、農地法第 4 条および第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明いたします。
　10 から 11 ページをご覧ください。
　農地の転用は農地以外にするため、又は採草放牧地以外のものにするために権利を設定し、又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
　立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
　また、本日の議案にもありますが、3 年以内の一時的な転用は例外的に許可することができる。
　市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に変えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
　また、市街地からの傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は、原則として許可できる。
　一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の農場系の支障一時転用、土地改良受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外についてです。
　それでは、12 ページの議案第 3 号の 1 番をご説明いたします。
　本案は、平成 2 年 5 月 25 日付で、寺院建設用地として農地法第 5 条の転用許可を得た案件でありますが、人員建設の立地条件の見直しがされ、事業計画の中止となったことにより、転用目的を変更し、承継者による資材置き場用地として、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。
　所在：下大津町〇〇〇〇番、畑、730 ㎡、
　　下大津町〇〇〇〇番、畑、442 ㎡、
　　下大津町〇〇〇〇番〇、畑、394 ㎡、
　　下大津町〇〇〇〇番〇，畑 21 ㎡、合計 1587 ㎡。第 2 種農地
　承継者：三尾野〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇。
　当初計画者：大荒町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇。
　転用目的：変更前、寺院建設用地。変更後、資材置場用地。

　次に 13 ページをご覧ください。議案第 4 号の 1 番をご説明いたします。
　権利：土地の交換による所有権移転です。
　所在：下大津町〇〇〇〇番、畑 730 ㎡、
　　下大津町〇〇〇〇番、畑 442 ㎡、
　　下大津町〇〇〇〇番〇、畑 394 ㎡、
　　下大津町〇〇〇〇番〇，畑 21 ㎡、合計 1587 ㎡、第 2 種農地。
　譲渡人：大荒町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
　譲受人：三尾野〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
　転用目的：資材置場用地
　申請事由：申請地を譲り受け、資材置場として使用したい

付近状況図、配置図につきましては、関連がありますので、1 番から 3 番をまとめてご説明したいと思います。

次に 14 ページをご覧ください。議案第 4 号の 2 番を説明いたします。
権利：売買による所有権移転で土地取得費は 110 万円です。
所在：下大津町〇〇〇〇番〇、畑 105 ㎡、
　　下大津町〇〇〇〇番畑 257 ㎡、合計 362 ㎡、第 2 種農地。
譲渡人：下大津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇
譲受人：三尾野〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：資材置場用地。
申請事由：申請地を譲り受け、資材力や資材置場として使用したい。

次に 15 ページをご覧ください。議案第 4 号の 3 番を説明いたします。
権利：売買による所有権移転で土地取得費は 180 万円です。
所在：下大津町〇〇〇〇番〇　畑 608 ㎡、第 2 種農地。
譲渡人：下大津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇
譲受人：三尾野〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：資材置場用地。
申請事由：申請地を譲り受け、資材置場として使用したい。
申請地は、〇〇〇〇から西へ約 100ｍに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、原状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣は、道路と非農地であることにより日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、資材置場の計画としまして、コンクリート再生材、栗石、天然石、瓦や木材チップ等置場とし、重機やダンプカー、ユニック車、普通車の駐車場として使用する計画であります。
また、議案第 4 号の 1 番の権利につきまして、土地の交換による所有権移転で法通院の交換取得分は、大荒町 691 番〇原野 263 ㎡　外 4 筆　全て原野で 5 筆合計 1758 ㎡となっております。雨水排水は、敷地内で自然流下及び道路側溝放流とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に 16 ページをご覧ください。議案第 4 号の 4 番をご説明いたします。
権利：贈与による所有権移転です。
所在：上大津町〇〇〇〇番〇　畑　422 ㎡
　　上大津町〇〇〇〇番〇　畑　20 ㎡　　合計 442 ㎡　第 2 種農地
譲渡人：上大津町〇〇〇〇番地〇　〇〇〇〇
譲受人：木場町〇〇〇〇番地〇　　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地
申請事由：現在は、借家住まいのため、申請地を父より譲り受けて、自宅を建設したい。
申請地は、〇〇〇〇から東へ約 140ｍに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、コンクリート擁壁が設置され土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物を平屋建にすることで、日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑

排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に17ページをご覧ください。議案第4号の5番をご説明いたします。
権利売買による所有系店で、土地取得費は365万円です。
所在：三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　235㎡　第2種農地
譲渡人：三尾野〇〇〇〇番〇　〇〇〇〇
譲受人：野々切町〇〇〇〇番地〇　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地
申請事由：現在は、借家住まいのため、申請地を譲り受けて自宅を建築したい。
申請地は、〇〇〇〇から南西へ約90mに位置し、農業振興地域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界は、擁壁を設置することにより土砂等の流出による被害発生の恐れはないと思われます。また、近隣は宅地化しており、耕作している農地が無いので通風・日照・耕作等に影響を及ぼす恐れはないと思われます。
雨水排水は、自然流下及び水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に18ページをご覧ください。議案第4号の6番をご説明いたします。
権利：売買による所有権移転で、土地取得費は200万円です。
所在：三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　315㎡
　　三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　14㎡　合計329㎡　第2種農地
譲渡人：東浜町〇〇〇〇番〇号〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
破産者：〇〇〇〇
破産管財人：〇〇〇〇
譲受人：三尾野町〇〇〇〇番地〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：駐車場用地
申請事由：月極有料の 露天駐車場として使用したい。
申請地は、〇〇〇〇から南西へ約90mに位置し、農業振興地域外で都市計画区域内にあります。

次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、盛土を最高0.3m最低0.1mの造成工事を施工し、敷地全体を砕石敷きとすることで土砂等の流失の恐れはないと思われます。また、駐車台数を14台計画し、月極で一台当たり賃料は2000から3000円とする計画です。露天の駐車場用地として利用しますので近傍農地への日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に19から20ページをご覧ください。議案第4号の7番をご説明いたします。
権利：売買による所有権移転で、土地取得費は400万円です。

所在：三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　136㎡、
三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　109㎡、
三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　7.49㎡、
三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　218㎡
三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　59㎡、
三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　19㎡、
三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　53㎡、
三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　7.43㎡、
三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　6.54㎡、
三尾野町〇〇〇〇番〇　畑　4.74㎡、合計　620.2㎡　第2種農地。
譲渡人：坂の上〇〇〇〇番〇号　〇〇〇〇
福岡市博多区〇〇〇〇番〇号　〇〇〇〇
三尾野〇〇〇〇号　〇〇〇〇
東浜町〇〇〇〇番〇号　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
破産者：〇〇〇〇
破産管財人：〇〇〇〇
譲受人：木場町〇〇〇〇番地〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地
申請事由：現在、借家住まいのため、利便性を考慮し申請地を譲り受け、住宅を建設したい。
申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 100mに位置し、農業振興地域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、盛土を最高1.5m、最低0.3m及び切土を最高0.5m、最低0.3mの造成工事を施工し、隣接地との境界は、擁壁を設置するため土砂等の流出の恐れはなく、建物は平屋建で日照、通風等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障はないと思われます。また、雨水排水は自然流下及び水路放流とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に21ページをご覧ください。
権利：賃借権の設定で、賃料は37万5千円です。
所在：上崎山町〇〇〇〇番〇　畑　1919㎡　第1種農地
譲渡人：上崎山町〇〇〇〇番地〇　〇〇〇〇
譲受人：福岡市博多区〇〇〇〇番〇、
〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：仮設事務所、資材置場、朝礼広場、駐車場、等用地
申請事由：〇〇〇〇工事に伴い一時的に使用するため。
申請地は、〇〇〇〇から北へ約 130mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、隣接地との境界は、擁壁が設置されており土砂等の流出の恐れはないと思われます。建物は平屋建で日照、通風等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障はないと思われます。また、仮設事務所2棟、仮設トイレ1棟を設置し残地は、駐車場、朝礼広場、資材置場等として一時的に使用し、許可後から令和4年7月30日までの期間の使用を計画しております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生

活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、一時転用については、例外的に許可をすることができるとなっております。本案は、4月15日に全地区協議会を開催しております。また、全地区協議会で指摘がありました転用事業の工程表を別途机にお配りしております。ご確認をお願いします。

次に、22ページをご覧ください。議案第4号の9番をご説明いたします。
権利：売買による所有権移転で土地取得費は80万円です。
所在：三井楽町〇〇〇〇番〇　畑　1780㎡　第2種農地
譲渡人：野々切町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇
譲受人：東京都板橋区〇〇〇〇番〇
　　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：太陽光発電所用地及び道路用地
申請事由：申請地に、太陽光発電施設を設置し、売電することにより収益を得たい。
申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 330mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、隣接地とは、山林と畦畔により、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので近隣農地への日照、通風、耕作等に影響はないと思われます。また、ソーラーパネル252枚の発電能力49.5ｋｗの太陽光発電所を1基設置して〇〇〇〇へ売電する計画となっております。
雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、23ページをご覧ください。議案第4号の10番をご説明いたします。
権利：売買による所有権移転で土地取得費は60万円です。
所在：三井楽町〇〇〇〇番〇　畑　1669㎡　第2種農地
譲渡人：西彼杵郡長与町〇〇〇〇番地〇　〇〇〇〇
譲受人：東京都品川区〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇
　　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：太陽光発電所用地
申請事由：申請地に、太陽光発電施設を設置し、売電することにより収益を得たい。
申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 330mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は現状のまま利用し、隣接地とは、山林と畦畔により土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので近隣農地への日照、通風、耕作等に影響はないと思われます。また、ソーラーパネル252枚の発電能力49.5ｋｗの太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電する計画となっております。
雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、24ページをご覧ください。議案第4号の11番をご説明いたします。
権利：売買による所有権移転で土地取得費は50万円です。
所在：三井楽町〇〇〇〇番〇　畑　1103㎡　第2種農地

譲渡人：西彼杵郡長与町〇〇〇〇番地〇　〇〇〇〇
譲受人：東京都品川区〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇
　　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：太陽光発電所用地
申請事由：申請地に、太陽光発電施設を設置し、売電することにより収益を得たい。
申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 330mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、隣接地とは山林と畦畔により、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので近隣農地への日照、通風、耕作等に影響はないと思われます。また、ソーラーパネル 224 枚の発電能力 49.5ｋｗの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。
雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。
本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上でございます。

〇議長
では、続きまして、議案第 3 号および 4 号の体制に各地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告の後に行います。それでは議案第 3 号および議案第 4 号の 1 番から 4 番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇委員
大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 3 号の 1 番及び議案第 4 号の 1 番から 4 番について、当協議会は去る 4 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第 3 号の 1 番
所在：下大津町〇〇〇〇番　外 3 筆
承継者：〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
当初計画者：〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：変更前、寺院建設用地、変更後、資材置場用地

議案第 4 号の 1 番
所在：下大津町〇〇〇〇7 番　外 3 筆
申請者：〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：資材置場用地

議案第 4 号の 2 番
所在：下大津町〇〇〇〇番〇　外 1 筆
申請者：〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：資材置場用地

議案第 4 号の 3 番
所在：下大津町〇〇〇〇番〇
申請者：〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：資材置場用地

議案第４号の４番
所在：上大津町〇〇〇〇番〇　外１筆
申請者：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

議案第３号の１番は、農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請は、やむを得ないと認められる。
議案第４号の１番から３番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第２種農地であります。議案第４号の４番の申請地は、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、資材置場用地及び住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第５条の農地転用許可基準により、議案第３号の１番は、承認相当、議案第４号の１番から４番は、許可相当とすべきものと決しました。

〇議長
大津・奈留地区協議会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

〇議長
つづきまして、議案第４号の５番から７番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇委員
ただいま議題となりました、議案第４号の５番から７番について、当協議会は去る４月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第４号の５番
所在：三尾野町〇〇〇〇番〇
申請者：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

議案第４号の６番
所在：三尾野町〇〇〇〇番〇　外１筆
申請者：〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：駐車場用地

議案第４号の７番
所在：三尾野町〇〇〇〇番〇　外９筆
申請者：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地
議案第４号の５番から７番の申請地は、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅及び駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第５条の農

地転用許可基準により5番及び6番並びに7番は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長
福江地区協議会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
では続きまして、議案第4号の8番に対する崎山地区協議会関係の報告を求めます。

○○○委員
崎山地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第4号の8番について、当協議会は去る4月15日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第4号の8番
所在：上崎山町○○○○番○
転用者：○○○○　○○○○　○○○○　○○○○　○○○○
転用目的：仮設事務所、資材置場、朝礼広場、駐車場、等用地
本案の申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、一時的な利用に供するためのものであります。周辺の農地等に影響は無く、仮設事務所、資材置場、朝礼広場、駐車場、等用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。

○議長
崎山地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
では、続きまして、議案第4号の9番から11番に対し、三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

○○○委員
三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第4号の9番から11番について、当協議会は去る4月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第4号の9番
所在：三井楽町○○○○番○
申請者：○○○○　○○○○　○○○○　○○○○
転用目的：太陽光発電所用地

議案第4号の10番
所在：三井楽町○○○○番○

申請者：〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：太陽光発電所用地

議案第4号の11番
所在：三井楽町〇〇〇〇番〇
申請者：〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：太陽光発電所用地

議案第4号の9番から11番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第2種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により9番及び10番並びに11番は、許可相当とすべきものと決しました。以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。

〇議長
三井楽地区協議会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。

〇〇〇委員
確認なんですが、〇〇〇〇の〇〇〇〇っていうのは、今変わってないですか。

□事務局
会社の謄本で確認していますけれども。

〇〇〇委員
変わったような記憶があるんだけども、この建物の名前が変わってる可能性があるので、そこら辺を確認取ってください。

〇議長
質疑を終わり、採決します。
議案第3号に対する地区協議会会長の報告は、承認相当であります。報告のとおり、承認相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、承認相当と決しました。

続きまして、議案第4号の1番から11番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第4号の1番から11番は許可相当と決しました。
次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい。議長。
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。25、26ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。
それでは、議案についてご説明いたします。27ページをご覧ください。枝番が続いている場合は、借受人が同一な為、省略してご説明いたします。
1番1、申請地：畑1筆　1,319㎡、貸付人：〇〇〇〇、借受人：〇〇〇〇　〇〇〇〇
1番2、申請地：畑4筆　8,626㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番3、申請地：畑2筆　3,463㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番4、申請地：畑3筆　6,577㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番5、申請地：畑1筆　948㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番6、申請地：畑1筆　1,242㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番7、申請地：畑2筆　1,956㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番8、申請地：畑1筆　4,114㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番9、申請地：畑2筆　2,328㎡、貸付人：〇〇〇〇　外2名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
1番10、申請地：畑1筆　1,899㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番11、申請地：畑1筆　2,481㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番12、申請地：畑1筆　2,832㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番13、申請地：畑1筆　2,413㎡、貸付人：〇〇〇〇
1番14、申請地：畑1筆　2,541㎡、貸付人：〇〇〇〇　外1名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
1番15、申請地：畑1筆　1,146㎡、貸付人：〇〇〇〇
以上、1番1～1番15につきましては、1番9が新規、それ以外は更新で、契約内容はすべて賃貸借権となっております。

2番、申請地：畑1筆　3,172㎡、貸付人：〇〇〇〇、借受人：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

3番、申請地：畑1筆　1,614㎡、貸付人：〇〇〇〇　外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
借受人：〇〇〇〇、新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

4番1、申請地：畑3筆　5,291㎡、貸付人：〇〇〇〇、借受人：〇〇〇〇

4番2、申請地：畑1筆　3,198㎡、貸付人：〇〇〇〇
以上、4番1～4番2につきましては、すべて更新で、契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

5番、申請地：田8筆、畑5筆　8,429㎡、貸付人：〇〇〇〇外4名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
借受人：〇〇〇〇、更新で、契約内容は、使用貸借権となっております。

6番、申請地：田1筆、畑1筆　4,735㎡、貸付人：〇〇〇〇　〇〇〇〇、借受人：〇〇〇〇、新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

7番、申請地：畑2筆　5,582㎡、貸付人：〇〇〇〇、借受人：〇〇〇〇、新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

8番1、申請地：畑1筆　1,636㎡、貸付人：〇〇〇〇、借受人：〇〇〇〇　〇〇〇〇
8番2、申請地：畑1筆　1,767㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番3、申請地：畑1筆　2,896㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番4、申請地：畑1筆　3,466㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番5、申請地：畑1筆　2,488㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番6、申請地：畑2筆　2,900㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番7、申請地：畑1筆　3,151㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番8、申請地：畑1筆　534㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番9、申請地：畑1筆　2,599㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番10、申請地：畑1筆　2,181㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番11、申請地：樹園地1筆　859㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番12、申請地：樹園地3筆　5,552㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番13、申請地：樹園地2筆　2,799㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番14、申請地：樹園地1筆　1,764㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番15、申請地：樹園地1筆　1,669㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番16、申請地：樹園地1筆　294㎡、貸付人：〇〇〇〇　外7名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
8番17、申請地：樹園地1筆　2,476㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番18、申請地：樹園地1筆　2,661㎡、貸付人：〇〇〇〇　外7名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
8番19、申請地：樹園地2筆　3,584㎡、貸付人：〇〇〇〇　外4名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
8番20、申請地：樹園地1筆　1,154㎡、貸付人：〇〇〇〇　外4名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
8番21、申請地：樹園地1筆　548㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番22、申請地：樹園地1筆　1,607㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番23、申請地：樹園地2筆　1,980㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番24、申請地：樹園地1筆　1,003㎡、貸付人：〇〇〇〇
8番25、申請地：樹園地2筆　251㎡、貸付人：〇〇〇〇
以上、8番18～8番20につきましては、新規で、それ以外はすべて更新となっております。契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

9番、申請地：田2筆　2,796㎡、貸付人：〇〇〇〇、借受人：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

10番、申請地：田10筆　19,722㎡、貸付人：〇〇〇〇、借受人：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

11番、申請地：田1筆　1,851㎡、貸付人：〇〇〇〇　外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
借受人：〇〇〇〇　〇〇〇〇
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

12番、申請地：田5筆　6,366㎡、貸付人：〇〇〇〇、借受人：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

13番、申請地：田2筆　2,966㎡、貸付人：〇〇〇〇、借受人：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

続きまして、所有権移転をご説明します。
14番1、申請地：田1筆　527㎡、譲渡人：〇〇〇〇、譲受人：〇〇〇〇
14番2、申請地：田2筆、畑1筆　2,606㎡、譲渡人：〇〇〇〇、譲受人：〇〇〇〇
以上、14番1、14番2につきましては、契約内容は、すべて贈与となっております。以上、14番1、14番2につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
議案第5号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員
はい。樹園地ってなんですかね。

〇議長
お茶です。

〇〇〇委員
はい。その点もあって、なんで3年か。

〇議長
局長の方からお願いします。

□事務局長
〇〇〇〇については、解散の方向で動いている。なので、解散は年内にと思っているが、事務処理もあるので、とりあえず、3 年間の設定となったと聞いている。途中解散も了解のもとに、とりあえず3年間ということで、ご了解をお願いします。

○○○委員
　成績が悪いという事ですか。○○○○さんは。

□事務局長
　当初の目的がお茶だったんですが、思ったようにはなかなか。

○○○委員
　それと、もう1点。5-1。これは、全員の許可によるものですか。

○議長
　これは、過半ですね。

○○○委員
　過半でも、10年で許可してよいのか。過半は5年ではないのか。

○議長
　確認のため、休憩に入ります。

○議長
　再開します。
　それでは、事務局の方で利用権設定の確認ができたようですので、議案第5号の審議に戻ります。
　事務局の説明をお願いします。

□事務局
　はい。それでは先ほどの過半の同意の設定についての説明をさせていただきます。
　農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号に利用権の設定の利用権の存続期間の方が記されておりますので、読み上げさせていただきます。「前項第2号に規定する土地ごとに、同項第1号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。」ということですので、過半の同意で、20年を超えないものについては設定ができるという風に書かれております。

○○○委員
　過半の同意があれば、20年以内であれば借りられるという事ですね。

□事務局
　経営基盤強化促進法の方は、20年ですね。

○○○委員
　私たちが理解していたのは、5年以内と思っていたものですから、それが、いつ改正されて、10年、15年と借りれるようになったのか、過半の同意があれば、10年以上、20年

未満でも借りられるという事でしょう。その辺を私たちにもはっきりと周知していただかないと分からない。

□事務局
　わかりました。後日お知らせいたします。

○議長
　再度、確認して皆様に周知するようにいたします。今日の段階では、20年以内であれば過半の同意で良いという事ですので。そういう形でよろしくお願いいたします。
　他に質問はございませんか。

○議長
　では、質疑を終わり採決いたします。
　議案第5号、利用権設定の1番1から13番1、所有権移転の14番1から14番2は、原案の通り可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の声あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　議案第5号、利用権設定の1番1外51件、所有権移転の14番1外1件は全て原案通り可決されました。

○議長
　次に、議案第6号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい。議長。
　参照条文につきましては、議案第5号で説明したとおりでございますので省略いたします。
　1番1、申請地：畑5筆　6,017㎡、貸付人：○○○○、借受人：○○○○　○○○○　○○○○　○○○○
　1番2、申請地：畑3筆　3,086㎡、貸付人：○○○○
　1番3、申請地：畑1筆　420㎡、貸付人：○○○○
　1番4、申請地：畑1筆　2,837㎡、貸付人：○○○○
　1番5、申請地：田3筆　3,012㎡、貸付人：○○○○
　以上、1番1～1番5の契約内容は、1番3、1番5が賃貸借権、その他が使用貸借権となっております。

　1番各号につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
　では、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〇議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第6号、利用権設定の1番1から1番5は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

〇議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号の利用権設定の1番1外4件については、すべて原案のとおり可決されました。

〇議長
次に、議案第7号「農地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。45ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第6号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。46ページをご覧ください。
1番、申請地：畑5筆　6,017㎡、借受人：〇〇〇〇　〇〇〇〇、契約内容は、使用貸借権となっております。
2番、申請地：畑3筆　3,086㎡、借受人：〇〇〇〇、契約内容は、使用貸借権となっております。
3番、申請地：畑1筆　420㎡、借受人：〇〇〇〇　〇〇〇〇、契約内容は、賃貸借権となっております。
4番、申請地：畑1筆　2,837㎡、借受人：〇〇〇〇、契約内容は、使用貸借権となっております。
5番、申請地：田3筆　3,012㎡、借受人：〇〇〇〇、契約内容は、賃貸借権となっております。
以上、1番～5番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長
　質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　―「なし」という者あり―

○議長
　では、採決いたします。
　議案第７号１番１から５番１については、適当であるとの意見であります。
　原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。
　―「異議なし」という者あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第７号１番１外４件は、適当であるとの意見に決しました。
　議題は以上で終了いたしました。

○議長
　次に報告・協議事項に入ります。
　事務局より報告をお願いします。

□事務局
　－会議等報告・予定他について報告－
　1.　会議等報告・予定について
　2.　農地所有適格法人要件確認について
　3.　その他

○議長
　以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和２年度第１回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後３時　20分　閉会＝